

平成19年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成19年12月19日(水曜日)

議事日程第6号

平成19年12月19日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 議案第105号、議案第108号から同第111号まで、
議案第113号、議案第121号及び同第124号、請願第4号
日程第4 議案第114号、議案第122号及び同第123号、
議案第125号及び同第126号
日程第5 議案第106号及び同第107号、議案第112号、
議案第115号及び同第116号、議案第118号から同第120号まで、
請願第5号
日程第6 議案第117号
日程第7 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 議案第105号、議案第108号から同第111号まで、
議案第113号、議案第121号及び同第124号、請願第4号
日程第4 議案第114号、議案第122号及び同第123号、
議案第125号及び同第126号
日程第5 議案第106号及び同第107号、議案第112号、
議案第115号及び同第116号、議案第118号から同第120号まで、
請願第5号
日程第6 議案第117号
日程第7 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
5番	中村実君	7番	平野久樹君
8番	田原実君	9番	五十嵐哲夫君
10番	五十嵐健一郎君	11番	保坂良一君
12番	高澤公君	13番	倉又稔君
14番	久保田長門君	15番	大滝豊君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博子君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	山田悟君	23番	池亀宇太郎君
24番	大矢弘君	25番	松尾徹郎君
26番	畑野久一君	27番	野本信行君
28番	関原一郎君	29番	新保峰孝君
30番	松田昇君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	副市長	栗林雅博君
収入役	倉又孝好君	総務企画部長	本間政一君
市民生活部長	小林清吾君	建設産業部長	渡辺和夫君
総務課長	田村邦夫君	総務企画部次長	織田義夫君
能生事務所長	小林忠君	企画財政課長	織田義夫君
市民課長	金平美鈴君	青海事務所長	山崎利行君
市民生活部次長	荻野修君	福祉事務所長	小掠裕樹君
健康増進課長	荻野修君	商工観光課長	田鹿茂樹君
農林水産課長	早水隆君	建設産業部次長	神喰重信君
新幹線推進課長	岡田正雄君	建設課長	神喰重信君
消防長	吉岡隆行君	ガス水道局長	細井建治君
教育委員会教育総務課長	黒坂系夫君	教育長	小松敏彦君
教育委員会教育次長		教育委員会学校教育課長	月岡茂久君
生涯学習課長		教育委員会文化振興課長	
中央公民館長兼務	山岸洋一君	歴史民俗資料館長兼務	山岸欽也君
市民図書館長兼務		長者ヶ原考古館長兼務	
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長	七沢正明君		

事務局出席職員

局長 齊藤 隆嗣 君 副参事 猪又 功 君
主査 松木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、渡辺重雄議員、26番、畑野久一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会が開かれておりますので、その報告をさせていただきます。

本日9時半から議会運営委員会が開催されております。経過と結果についてご報告いたします。

委員長報告につきまして、建設産業常任委員長及び文教民生常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会及び文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔１１番 保坂良一君登壇〕

１１番（保坂良一君）

おはようございます。

建設産業常任委員会の報告を申し上げます。

今会期中の１２月１３日に建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、下水道使用料について、大野地区の排水路整備計画について、中央大通り線整備促進について、山崎地区土地区画整理事業及び新潟ポリマー（株）西工場周辺整備についての４点であります。

１．下水道使用料について。

現在の使用料金では、平成２７年まで純一般財源の増加が見込まれ、一般会計を圧迫していく状況にあり、料金改定の検討を行いたい。

料金改定については、維持管理費の１００％回収と公費負担を除く資本費の５０％回収を目標としたいものであり、純一般財源の繰り出し６億円を３億円程度まで削減したい。

平成１８年度決算の使用料の２０％、３０％、４０％増額の３パターンで試算しており、今後はどの程度の改定幅にするのか、段階的に上げるのかどうかなどについてもお諮りしていきたい。

今後は、広報紙やホームページなどによるＰＲのほか、地域審議会や市民懇談会などでも説

明をさせていただきたいとの説明がありました。

今後、当常任委員会においても精力的に調査していきたいと考えております。

2. 大野地区の排水路整備計画について。

大野地区の汚水処理については、平成19年度に糸魚川市生活排水処理基本構想の見直しの際に、それまでの特定環境保全公共下水道による整備を、合併処理浄化槽の市町村型に変更したものである。

地元との協議では、平成16年度に放流先の排水路整備計画を策定し、浄化槽事業を推進する予定であったが、計画の未整備のまま浄化槽事業に取り組んできた経過であり、ことし10月18日付で大野地区より、再度、抜本的な対策が必要であるとして、排水路の整備計画策定の要望が市長に提出されている。

市としては大野区と協議をしながら、年度末にかけて計画策定をしていきたいとの説明がありました。

委員より、排水路整備だけでなく、これを機会にガスや公共下水道整備という要望はあるのかとの質問に対して、排水路整備については、基本的には現在ある用水路などの水路を主に使用する。放流水が出せる場所を確認し、流量不足があれば管渠、水路の整備を行うことを主眼にしているので、道路を掘って管渠を新たに布設するものでないと答弁がありました。

また、年度末までに排水路整備基本計画策定はできるのか、予算はどうなっているのかとの質問に、地元役員の方を中心に検討委員会を設けると聞いているし、ある程度アウトラインができた段階で地元と協議させていただき、年度末に仕上げたい。予算については、一般会計の予備費の中で検討しているとの答弁がありました。

3. 中央大通り線の整備計画について。

第4期区間で市が整備を進めている押上地内の220メートルについて、12月25日までに暫定的に供用、完成は3月末である。

一方、東側の県が整備を進めている県道西中糸魚川線の残りの区間について、11月に用地単価の合意を得ており、用地契約の後、来年度、遺跡調査、その後、道路工事の掘削に入り、平成21年度末の糸魚川東バイパスの暫定供用に合わせて完成する計画である。

3期区間について、現在、来年5月の新規事業評価委員会で採択されるための課題整理をしている。

課題の主なものについては、本線はもとより国道148号改良部や周辺土地利用に対する地権者、関係者の理解と合意が必要だと言われている。この3期区間は大系線を立体交差して、国道148号に取り付くため、これまで整備してきた区間と違って道路自体が高く持ち上がるため、沿線土地利用に工夫が必要となり、例えばミニ区画整理事業や付け替え道路の整備が必要となる。

また、取り付け部では、縦断勾配の緩和区間も必要なことから、148号についても相当な改良が必要になり、中央大通り線取り付け部で約1.4メートル、市道の道保道1号線で1.9メートル程度持ち上がる形となる。

今後さらに説明を重ねて、関係者の理解と協力を得てまいりたいとの説明がありました。

委員より、3期区間について20年度の採択がされなかったが、採択要件についての質問と、

21年度新規採択されるよう県と連携して取り組んでもらいたいとの要望に対して、本線そのもの、あるいは148号については、1軒ずつ地権者を訪問して、ほぼ了解を取りつけたが、周辺の整備計画を含めてということもあり、今回、間に合わないという結果であった。

5月に向けて全地権者から了解をいただいたり、土地利用について区画整理事業を何とか立ち上げる努力をしてみたいと答弁がありました。

4. 山崎地区土地区画整理事業及び新潟ポリマー(株)西工場周辺整備について。

産業団地基盤整備事業として本年度から事業着手しているが、関係する地権者が昨年度より山崎地区工地区画整理組合を立ち上げ、市や企業とともに工場用地の受け皿として土地区画整理事業を進めている。

概要については、面積約4.9ヘクタール、組合員64名で、事業期間は平成18年12月から平成21年3月までの2年3カ月である。

主な施設として、幅員6メートルから8メートルの区画道路が延長770メートル、雨水を貯める調整池が3,800平方メートルの規模となっており、組合事業費としては6,550万円となっている。

これまでの経過は、昨年8月に組合設立準備委員会を立ち上げ、組合設立認可申請が提出され、12月末に組合設立の認可となり、本年1月に土地区画整理組合が設立された。2月に仮換地指定され、4月から工事着工に至ったものである。

工場周辺整備について、消防施設は周辺に消火栓の配置はないが、市内の水利空白地がまだ数多くあることから、財政、緊急性を勘案しながら年次計画を立てる中で、順次整備していきたい。

工場の消防用設備については、消防法に基づき各設備が設置され、消防用設備などの消防検査も10月4日に終了し、検査済証が発行されたということを確認している。

また、西工場の建設に対する市の支援事業費について説明がありました。

工場建設に対して、ガス水道整備についてはどうかとの質問に、ガスについては将来をにらんだ計画で、県道西中糸魚川線を越える分まで整備を行った。

水道については、将来的に岩野団地と連結して整備を図りたいという将来構想があるし、地元の方でも将来的に整備を図りたいという構想があるということで、今回はガス水道局負担で整備を行っている。将来展望に基づいて、計画的な整備ということで実施したとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

失礼しました。訂正を申し上げます。

大野地区の汚水処理については、「平成15年度」と申しあげるところを「19年度」ということで申しあげたそうなので訂正をいたします。失礼をいたしました。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の12月14日に文教民生常任委員会を開催し、能生学校給食センター建設について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

担当課より、能生学校給食センターの建設予定地については、能生中学校南側駐車場敷地として調査、設計を進めてきたが、これを能生中学校プール敷地に変更したいとの報告がなされました。

変更の理由として、

- 1．概略設計時には、55台収容できる駐車場のおおむね半分程度の敷地スペースを見込んでいたが、具体的な設計段階の中で、食材や給食の搬入・搬出通路等を含め、駐車場敷地全体のスペースが必要となり、これに伴って別途、駐車場の確保が工事着手前に必要となるため。
- 2．駐車場敷地内には、現校舎の改築前に旧町道であったことから、ガス、水道、下水道の本管が布設されており、センターの建設に当たっては市道への移設が必要となり、この費用として約5,000万円が見込まれるため。

また、プール解体の考え方については、

- 1．中学校5校の平均使用日数が年8日間と利用時間や期間が短く、老朽化してきている施設の修繕費や毎年の維持管理費等から見ても、効率的な利用とは言えない状況である。
- 2．中学校からも、プール授業は社会体育プール、すなわちB&G海洋センタープールや、青海屋内水泳プールを利用していきたいとの要望も受け、新年度から社会体育プールの利用に切りかえる方向で現在検討を進めている。

なお、給食搬入方法については、プールと学校の間は住民の皆様が日常的に利用する通路となっているため、中学校と給食センターを渡り廊下などでつなぐことはできないので、給食の搬送方式により対応したい。

今後の計画については、

- 1．中学校全体のプール利用変更の具体的な計画については、現在、新年度予算編成作業の中で調整を行っている段階なので、今後、全体の対応方針がまとまり次第改めて報告する。
- 2．本日センターの平面計画等を示すことはできないが、今後、計画素案がまとまり次第提出す

る。

3. 建設予定地変更については、関係地区の皆様やPTAなど関係の皆様のご理解をいただく中で、進めていく。

との説明がありました。

委員より、建設予定地におけるガス、水道、下水道などの布設調査の不備についての質問には、調査設計を進める段階で問題がはっきりしてきた。もう少し早目に事前の調査をしなければならなかったと反省しているとの答弁がありました。

給食の搬入場所についての質問には、校舎の北側に道路が伸びており、そこからの搬送を考えている。また、トラックが搬送しやすいように傾斜を緩くするなどの改良を考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3. 議案第105号、議案第108号から同第111号まで、
議案第113号、議案第121号及び同第124号、請願第4号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第105号、議案第108号から同第111号まで、議案第113号、議案第121号及び同第124号、請願第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託となりました案件は、議案第105号、議案第108号から同第111号まで、議案第113号、同第121号、同第124号、及び請願第4号の議案8件、請願1件であります。

審査は去る12月17日に終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案8件については、いずれも原案可決、請願第4号については、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第105号、糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法並びに同法施行令の規定に基づき本条例を制定するとはいえ、会計年度独立の原則に抵触することから、参考資料により詳細な説明を受けた後、審査をしました。

委員より、今まで長期継続契約に関する事務はどのような取り扱いをしていたか。また、条例が制定されることによりどう変わるのかとの質問には、複数年にわたって契約するものについては、債務負担行為で対応してきたものである。現在は書類の建前上、4月1日に契約してもよいかとの起案を書き、4月1日付で見積もりを取って、4月1日付で契約するという不合理が生じ、年度当初に契約事務が集中していたが、この条例制定により長期継続契約を締結すれば、事務の軽減を図ることができ、事務的、経費的に有利となるとの答弁がありました。

議案第110号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定については、今まで消費税を含む総額表示で、使用料等の額を定めていたが、今回、新たに糸魚川市有線テレビ事業を特別会計とすることに伴い、他の特別会計と同様に消費税を含んでいる旨の表示を明確にするものであるとの説明に、委員より、以前から特別会計にすべしとの意見に対し、行政の説明では、特別会計にすると消費税が課税されるなど不利な条件があることから、今まで様子を見てきたという経過があったが、既に消費税を含んだ額を徴収していたということ初めて聞いた。今までの答弁と、今回の説明には食い違いがあるのではないかとこの質問には、使用料等には今までも消費税相当額が含まれていたが、一般会計で事業としてやっていた場合は、消費税を納めなくてよかった。特別会計にすると、事業に対して新たに消費税がかかることになるとの答弁でした。

これに対し、当議案だけでなく、当委員会や地域情報化調査推進特別委員会での消費税についての説明で、委員から、一般会計の場合は、使用者が消費税を支払う必要がなく、特別会計にすると消費税を支払わなければならないという認識を持っていた。それは説明不足や各委員に誤解を与えかねない内容説明が原因と思われる。説明員はわかりやすく、丁寧な説明をする必要があるという意見がありました。

次に、請願第4号、新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める請願については、会議規則第135条第1項により、紹介議員の説明を求めた後、審査をしました。

審査の過程では、日本がインド洋で対テロ活動に参加したことが、日本のタンカーなどがテロ組織からねられることになったという意見に対し、国の外交上のことであり、地方議会の委員会の意思として審査する内容ではないとの意見。

民生支援を抜本的に強化することが請願事項にあるが、日本が現在までインド洋で給油・給水に費やした費用の約4倍もの費用を、アフガニスタンの陸上で民生支援として費やしてきた事実があ

るということを聞いており、現在でも多くの民生支援を行っているという意見。

世界の40カ国以上が、アフガニスタンでの対テロ活動に参加しており、決して対米追随ではなく、日本が対テロ活動に積極的に参加、協力している姿勢が、日本の国益となるという意見などがあり、起立採決の結果、起立少数により不採択と決しました。

このほかの議案でも活発な質疑が数多くありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

請願第4号、新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める請願に賛成であります。

請願事項は、

1、日本国憲法の精神に立ち返り、新テロ特措法案を撤回すること。

2、テロを根絶するため、テロを生む根本原因である貧困や飢餓、干ばつをなくし、教育を援助するなど、アフガニスタンへの民生支援を抜本的に強化することです。

テロ特措法は2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロに対して、ブッシュ政権が起こした報復戦争に対する給油等の後方支援を行うための法律でしたが、11月1日で期限切れとなっております。

6年経過してどうなったか。武力で解決することはできないことを示しており、ますます混迷の度を深めているところであります。日本が行うべきことは、給油を再開することではなく、日本国憲法の精神にのっとり、民生支援にこそ力を入れるべきと考えます。

本請願の趣旨は当然のことと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第105号、糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、糸魚川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、平成19年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、平成19年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第4．議案第114号、議案第122号及び同第123号、
議案第125号及び同第126号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第114号、議案第122号及び同第123号、議案第125号及び同第126号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第114号、議案第122号及び同第123号、議案第125号及び同第126号の議案5件であります。

去る12月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第126号、平成19年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）について、内管工事士資格講習試験受託料に関する質問があり、内管工事士資格講習試験は、従来、県ガス協会が主催していたが、全国的な資格が必要ということで、日本ガス協会が主催する全国的な講習試験をことしから実施した。

なお、当市の受験者は17名で、合格者が8名であったとの答弁がされております。

そのほか若干の質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第114号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、平成19年度糸魚川市公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、平成19年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、平成19年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、平成19年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第5．議案第106号及び同第107号、議案第112号、
議案第115号及び同第116号、議案第118号から同第120号まで、
請願第5号

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第106号及び同第107号、議案第112号、議案第115号及び同第116号、議案第118号から同第120号まで、請願第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第106号及び同第107号と議案第112号、議案第115号及び同第116号、議案第118号から同第120号までと、そして請願第5号及び陳情第6号の10件であります。

去る12月14日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第5号については不採択、陳情第6号につきましては継続審査であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第106号、糸魚川市環境基本条例の制定については、委員から、環境基本計画策定のスケジュールはどのようになるのかとの質問に対し、平成20年と21年度の2カ年をかけて基本計画を策定する。

基本計画は審議会に諮って作成することになるが、その前提として、アンケートや環境セミナーでの学習会等で市民の意見をいただきたいと思っているとの答弁がありました。

また、環境審議会委員の選考についての質問には、まだ具体的に考えていないが、専門的な知識を有する人も考慮に入れながら人選したいとの答弁がなされております。

その他若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

続きまして、議案第107号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定について、議案第112号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第115号、上越地方広域事務組合の解散について、議案第116号、上越地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について、議案第118号、平成19年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第119号、平成19年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第120号、平成19年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、若干の質疑が交わされましたが、特段報告する事項はなく、委員会として異議なく原案可決しております。

請願第5号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願については、委員より、今国会では、この制度について現時点ではあいまいであり、未確定な部分もある。より制度の内容の熟知と市民への啓発をしていくためにも継続審査にすべきとの意見と、来年4月からの実施ということで、具体的にいろいろな準備が進んでいる段階で、中止・撤回を求めることは現実性がない。

また、議案第118号、糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）において、後期高齢者医療制度にかかるシステム改修費を当委員会として審査し、可決しているという面からいっても整合性がなく、この請願は採択することはできない。

なお、今定例会で継続審査とした場合、次は3月定例会ということになり、ますます4月実施という中でその時間的余裕もないので時期を逸したことになる。

したがって、今回、継続審査にすることは妥当ではないと考えており、不採択とすべきとの意見があり、継続審査を否決の後、起立採決の結果、不採択に決しております。

陳情第6号、適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める陳情につきましては、委員より、陳情事項の弾力的な教職員の加配を行うことと、義務教育費の国庫負担制度の堅持は、財政的な支援がなければ義務教育におけるすべての子供たちに、行き届いた豊かで充実した教育は望めない。

また、当市においても財政が厳しい中でも教職員の加配や栄養士の単独配置を行っており、その裏づけには国の財政的支援が必要であるため、本陳情を採択すべきものであるとの意見と、これからも教育現場の実態等を調査及び研究を重ねる中で、教育について考えていくことが重要であり、継続審査とすべきとの意見があり、起立採決の結果、継続審査に決しました。

以上で、文教民生常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第112号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。65歳以上の国民健康保険被保険者世帯に限り、国民健康保険税を公的年金等から特別徴収するための一部改正とのことであります。

後期高齢者医療制度導入に当たり、65歳から74歳までの方に対しても年金天引きを実施しようというものであります。現状においては、生活状況によって保険税の支払猶予は、分割での納付が行われております。けれども今回の改正により、できなくなるわけでありまして、

このような生活実態を無視した問答無用の天引きは容認できませんので、反対であります。

次に、請願第5号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願に賛成の立場から討論いたします。

請願の中で、

これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。

月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引きする。

保険料滞納者には、これまで国保では対象から除外されていた資格証明書を発行し、保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる。

75歳以上を対象にした別立ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いることを指摘しております。

このほかに70から74歳の一般所得者窓口負担を1割から2割に引き上げる。65から74歳の保険料も年金から天引きすることが予定されております。

高齢者だけを別にした医療制度は、世界に例を見ないものであります。この間、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などで、高齢者の生活は非常に厳しくなっております。さらに負担がふやされることに対して厳しい批判が出され、政府与党は負担増の一部凍結方針を示しましたが、基本的なことは変わっておりません。

このような後期医療制度の中止・撤回を求める本請願の趣旨は妥当なものと考えますので、賛成

するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第106号、糸魚川市環境基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、上越地方広域事務組合の解散についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、上越地方広域事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、平成19年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、平成19年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、平成19年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第5号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第6．議案第117号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第117号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第117号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務財政常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る12月17日に審査が終了していますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課関係では、一般職員退職手当は何名分かとの質問に対し、退職者34名のうち勸奨退職者9名、普通退職者3名、計12名の追加退職者分の補正との答弁がありました。

さらに、新規採用は退職者数の3分の1補充と聞いているが、何名を予定しているかとの問いに、採用予定者は11名とのことでした。

消防本部関係では、委員より、雷被害の状況と、雷被害対策工事の説明を求めたことに対し、通信指令装置の出動指令回線に被害が発生したもので、庁舎建設時に庁舎本体と訓練棟に、それぞれ建築基準法に合致した避雷針を設置しているが、庁舎のすぐ後ろに位置する企業の電柱に落雷があり、その余波が地上を通じて通信司令室まで影響を及ぼしたものと判明した。これは庁舎の避雷針で防ぎ切れなかったということである。

今後の対策として、専門家に調査依頼をしたところ、それぞれの機器に対策が必要とのことで、通信室の重要な指令機器に避雷機を取りつけるものであるとの説明でした。

さらに委員より、消防庁舎建設の折、当時の広域行政組合議会でかなり厳しく念を入れて雷対策は十分であるかということを確認してきた経過がある中で、今回、落雷被害が発生したということはどういうことかとの質問に、他の施設での落雷による被害は想定外のことで、今後も想定外のことがあると通信に支障を来すことになるため、専門家に調査依頼したものであるとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

議案第117号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち当建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る12月13日に審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項を、ご報告いたします。

商工観光課関係では、生活交通確保対策補助事業について、市内バス交通の総見直しの時期はいつか、また、県の補助金50%が40%になると聞いているがどうかとの質問に対し、4月1日の県の生活交通確保対策補助金要綱の見直しで、財政力指数が0.42を超えると県の補助率は40%となる。当市の場合は対象外である50%であるが、今後、不確定な要素もあるため、便数の減を検討しなくてはならないということで考えている。来年10月1日のダイヤ改正で、大幅に変える予定でいると答弁がありました。

新幹線推進課関係では、北陸新幹線沿線整備事業で1億8,000万円の減額について、付帯道路の整備が遺跡調査のため今年度はできないということだが、具体的に場所はどこなのかとの質問に対して、埋蔵文化財調査の場所については、押上、寺町地内で、具体的には、県道上町屋釜沢系魚川線の東と西の部分と、市道蓮台寺線の東側であるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第117号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）につきまして、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る12月14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

なお結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

審査につきましては、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はなく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第117号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．閉会中の継続審査及び調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成19年第5回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項8点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、総合計画の実施計画について、ご報告申し上げます。

昨年策定いたしました総合計画基本構想・基本計画に基づき、6つの施策大系を計画的に推進するため、平成20年度から3年間で取り組む主要な事業を定めた実施計画を策定いたしましたので、本日、議員の皆様にお届けをいたしました。

この計画は、新年度の予算編成の指針とするとともに、その後の行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、計画内容を見直して策定してまいることといたしております。

また、このたび男女共同参画プランも策定いたしましたので、お手元にご配付をいたしました。

次に、平成20年度予算編成方針について、ご報告申し上げます。

新年度予算編成につきましては、国と県の厳しい財政状況の中で、当市も地方交付税をはじめ一般財源が大幅に減額する見込みであり、大変厳しい予算編成作業を進めております。

新年度は私の任期4年目の総括の年となりますことから、予算編成においては総合計画基本構想の目標、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向かい、6つの施策の大綱に沿って事業を進めるとともに、次の5点を新年度の重点施策として、関係する事業を着実に推進することといたしております。

1つ目は、地域医療対策と健康づくりの推進であります。

姫川病院の閉院に伴い危機的な状況にある地域医療体制として、糸魚川総合病院における循環器医療施設の整備に対する支援を行ってまいりましたが、引き続き、救急医療体制や医師の確保対策、さらに運動を中心とした健康づくり事業の取り組みを充実し、市民の皆様が健康にお暮らしいただけるまちづくりを推進してまいります。

2つ目は、安全・安心のまちづくりの推進であります。

近年、県内で多く発生いたしております大きな地震などの災害に備えるため、自主防災組織の設立支援、避難所の耐震化、一定の防災知識を有する防災士や防災リーダーの育成に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

3つ目は、地域の発展につながる産業の育成と振興であります。

農林水産業をはじめとする地場産業の育成と既存企業の振興を図り、若者の働く場所の確保と定住を促進し、人口減少対策に結びつけたいと考えております。

4つ目は、自然資源を生かした誘客の促進と観光振興であります。

当市はヒスイやフォッサマグナ、そして海と山など変化に富んだ自然資源が豊富であります。

これらの地域固有の資源としてジオパークを核といたしまして有機的に結びつけ、観光誘客と人口交流の増加に結びつけたいと考えております。

5つ目は、主要交通ネットワークの整備促進であります。

新幹線、国道、高規格道路、都市計画道路、港などの交通ネットワークの大動脈を整備促進し、生活や産業の基盤となる都市機能を充実してまいります。

また、厳しい財政状況を背景として、経常経費の削減や事業、制度の見直しを行う中で、選択と集中により重点化、効率化を図ってまいります。

一方、各地域や各団体の皆様からのご要望のある事項につきましても、考慮していきたいと考えておるわけございまして、できる限り基礎的な市民サービスの低下を招かないよう配慮をさせていただくとともに、受益者負担の原則に基づき施設使用料などの見直しも検討して、歳入歳出の一体改革に取り組んでまいります。今後、国の新年度予算や地方財政計画の動向を踏まえて、予算編成作業を本格的に進めてまいります。

3点目といたしまして、公共下水道等使用料の見直しについて、ご報告申し上げます。

一般質問でもお答えいたしたとおり、下水道事業会計への一般財源の繰り入れが年々増加の傾向にあり、一般会計の財政運営を圧迫している状況であります。

このことから現状のサービス水準を確保するため、受益者負担の原則に基づき下水道使用料の見直し検討をしてまいりたいと考えております。

今後も経常経費の削減に努めてまいります。将来の財政計画と改正内容につきましては、市議会並びに市民の皆様説明をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4点目といたしまして、糸魚川北口駅前広場の整備方針について、ご報告申し上げます。

平成26年度に予定しております新幹線開業に合わせて整備する北口駅前広場の案について、議会並びに関係団体等の皆様から整備の提案をいただいております。

現在の状況では、新幹線開業後に並行在来線を運営をする第三セクターの設立や運営形態、さらにはJR用地の譲渡内容について全く不明であり、不確定な要素が多い状況となっております。

そのため市といたしましては、当面、ヒスイ王国館については南北自由通路との接続に十分考慮しながら、ほぼ現状のまま活用していただき、金沢開業時に向けて現在の駅前広場用地と現駅舎の敷地を活用し、広場整備をすることといたしまして、その後の再整備については第三セクターの動向、及びJR用地を見据えた上で整備することといたしたいと考えております。

5点目といたしまして、旧糸魚川サティの売却公示について、ご報告申し上げます。

糸魚川サティは、平成14年8月31日をもって閉店され、その後、土地及び建物の所有は、北海道ショッピングセンタービル株式会社に移転したところであります。同社で現在まで管理してまいりましたが、去る12月3日に、土地、約9,600平方メートル及び建物約8,500平方メートルの売却公示がなされたところであります。この公示によりますと、昨日、現地説明会が行われ、応札期限は12月25日となっております。

市といたしましては、今後も情報収集に努め、状況に応じた対応をとってまいります。

6点目といたしまして、電気化学工業株式会社の青海工場における増産計画について、ご報告申し上げます。

同社では製品需要の増大や拡大に対応して、クロロブレンとヒアルロン酸について増産することとなり、先般、市に対してそれぞれ説明がありました。

クロロブレンの増産については、年間生産能力を7万トンから10万トンに増強するもので、投資額は約150億円、完成時の雇用増加は約30人。平成21年12月ごろの運転を目指して、来春から建設工事に着手する予定とのことであります。

また、ヒアルロン酸については、原液から製剤までの一貫した製造プラントを新設し、年間生産能力1,500万トンで、投資額は約100億円。平成22年8月ごろの本格運転を目指して、来春から建設工事に着手する予定とのことであります。

同社の創立100周年に向けた新たな事業展開が、当地域の産業経済の発展に結びつくことを期待しているところであります。

7点目といたしまして、原油高騰対策について、ご報告申し上げます。

今般、国から原油高騰対策について通知が参りましたが、市町村が実施する対策について特別交付税で措置するというもので、具体的な対象や基準が示されていない状況であります。

市といたしましては、原油価格の高騰で負担が増しております要援護者世帯等への支援や、経営が圧迫されている企業への緊急特別資金の融資条件の緩和などを対応してまいりたいと考えております。

今後、早急に対象者や支援額等の詳細について検討してまいります。予算措置が必要な場合には緊急的に対応すべきものと考えておりますので、専決補正で対応したいと考えております。議員各位のご理解をお願いいたします。

最後に、旧姫川病院の破産手続に関するその後の状況について、ご報告申し上げます。

昨日、新潟地方裁判所高田支部による財産状況報告集会在、上越市において開催され、市も債権

者の立場で出席をいたしました。

破産管財人の馬場弁護士から、破産に至った経緯や原因分析、財産目録などについてご報告がなされました。

今後の対応といたしましては、管財人において財産処分を進めてまいりますが、優先して支払わなければならない従業員の退職金、公租公課などを超える金額を確保することは困難であるとの説明があり、その後の財産処分の動向等について報告を、来年6月9日に開催することとなりました。市といたしましても、今後も情報収集等に対応してまいります。

なお、定例会初日にご報告を申しあげました押上地内の中央大通り線は、12月21日午前10時に暫定供用いたしますので、お知らせをいたします。

以上、当面いたしております主要事項8点について、ご報告を申しあげました。

議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、健康に十分ご留意をされ、幸多く輝かしい新春をお迎えになられますようお祈りを申し上げ、終わりに、平成20年3月市議会定例会の招集日を、平成20年2月25日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成19年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

+

+

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員